

派遣労働者の通勤交通費 非課税キャンペーン



派遣労働者の交通費だけに課税するのは不公平です

確定申告・還付申告 税金学習会

2月7日（金）午後7時より ユニオン運動センター会議室

派遣労働者の多くは、通勤交通費が支給されていません。しかし、通勤するための交通費は、毎月の賃金の中から実際に支払っています。

通勤交通費は、賃金の中に“手当”などとして区分されていると非課税なのですが、派遣労働者の場合、この区分がなされていないという理由だけで、通勤交通費部分に対しても所得税・住民税の税金が課税されています。

派遣労働ネットワーク、東京ユニオンでは、この不公平な課税を改善するため、派遣会社に通勤交通費証明書を発行してもらい、税務署に税金の還付を求める運動に取り組んでいます。

通勤交通費に課税された税金の還付を申告しよう

とにかくカンタン……誰でも自分で申告書が書けます。

年末調整だけで損していませんか？

★2013年中に退職その他で年末調整を受けていない★1年間で実質10万円（または所得合計の5%）以上の医療費を払った★住宅ローンを始めた★自治体、公益法人、政治団体に寄付したり、災害などの義援金に協力した★災害や盗難などで損害を受けた★会社の年末調整の誤りに気がついた★年末調整が正しく行なわれているかチェックしたい★税務署が積極的に教えない有利な内容もあります。

申告は、5年前（H21年）の分まで可能です。また、平成26年2月17日（月）から同年3月17日（月）の申告期限は、給与収入が2000万円を超える人などを対象とするもので、還付申告は1年中受け付けています。希望者には、東京ユニオンがまとめて税務署に申告します。

・派遣労働者への不公平な課税をなくそう

派遣労働ネットワーク

関根秀一郎

・申告書を自分で書いてみよう

東京ユニオン 書記長

島崎由喜男

開催日時 2013年2月7日（金）午後7時より

場所 ユニオン運動センター会議室（どなたでも参加できます。参加費無料）

持参する物 筆記用具、電卓、源泉徴収票（年末調整を受けていない方は生保・地震保険等の証明書）、申告事項の領収書など。申告用紙は用意します。

派遣労働ネットワーク・労働組合東京ユニオン

渋谷区代々木4-29-4 西新宿ミノシマビル 2階

一般社団法人ユニオン運動センター内

東京ユニオン TEL5354-6251

FAX5354-6252